

徳島市食育推進計画（第3期）

(素案)

新旧対照表

令和3年2月

徳島市

新 旧 対 照 表

| 新 | 旧 |
|---|--|
| 目 次 | 目 次 |
| 第1章 計画の策定にあたって 1 1 計画策定の趣旨 2 2 計画の位置づけ 4 3 計画の期間 4 4 <u>計画の策定体制</u> 5 | 第1章 計画の策定にあたって 1 1 計画策定の趣旨 2 2 計画の位置づけ 3 3 計画の期間 3 4 <u>計画の策定体制と策定方法</u> 4 |
| 第2章 計画の基本的な考え方 5 1 基本理念 6 2 基本目標 6 3 重点プロジェクト (1) 豊かな人間形成（知育・徳育・体育）のための 保育所、幼稚園、学校における食育の推進 12 (2) 健康寿命のためのライフステージに応じた食育 の推進 12 4 施策の体系 13 | 第2章 計画の基本的な考え方 5 1 基本理念 6 2 基本目標 6 3 重点プロジェクト (1) 豊かな人間形成（知育・徳育・体育）のための 保育所、幼稚園、学校における食育の推進 9 (2) 健康寿命の延伸のためのライフステージに応じた 食育の推進 9 4 施策の体系 10 |
| 第3章 施策の展開 15 1 家庭における食育の推進 16 2 保育所、幼稚園、学校における食育の推進 22 3 地域における食育の推進 27 4 生産者と消費者との交流の促進 30 5 環境との調和による食育の推進 31 | 第3章 施策の展開 13 1 家庭における食育の推進 14 2 保育所、幼稚園、学校における食育の推進 20 3 地域における食育の推進 25 4 生産者と消費者との交流の促進 28 5 環境との調和による食育の推進 29 |

第4章 計画の推進にあたって 33
1 計画の推進体制 34
2 取組内容にかかる庁内の担当課及び推進方針 . . . 35

第4章 計画の推進にあたって 31
1 計画の推進体制 32
2 取組内容にかかる庁内の担当課及び推進方針 . . . 33

第 1 章

計画の策定にあたって

新 旧 対 照 表

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>P2 第1章 計画の策定にあたって</p> <p>1 計画策定の趣旨</p> <p>食は生きる上での基本であり、健康で豊かな生活を送るために欠かせないものです。</p> <p>しかし、近年、<u>ライフスタイルの変化や価値観の多様化により、食を取り巻く環境は大きく変化しており、栄養バランスの偏った食事や不規則な食事の増加、肥満や生活習慣病の増加、伝統的食文化の危機、多量の食品ロス</u>など、様々な問題が生じています。</p> <p>国においては、平成17年7月に施行された食育基本法に基づき、<u>平成18年3月に「第1次食育推進基本計画」を策定し、国民運動として食育の取組みを推進しています。令和3年3月に策定された「第4次食育推進基本計画」では、重点事項として「生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進」、「持続可能な食を支える食育の推進」、「新たな日常やデジタル化に対応した食育の推進」を掲げ、食育の取組みにおいてもSDGs※の考え方を踏まえて推進することや、ICT等のデジタル技術を有効活用するなどによる食育推進の必要性を示しています。</u></p> <p>また、<u>食育基本法では</u>、地方公共団体においては、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の特性を生かした自主的な施策を策定し、実施することとされており、本市では、平成22年1月に「徳島市食育推進計画」を策定し、本市の特性を生かした食育の推進を通して、市民一人ひとりが生涯にわたって健全な心身を培うとともに、豊かな人間性を育み、いきいきと暮らせることを目的に、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。</p> | <p>P2 第1章 計画の策定にあたって</p> <p>1 計画策定の趣旨</p> <p>食は生きる上での基本であり、健康で豊かな生活を送るために欠かせないものです。</p> <p>しかし、近年、<u>食生活をめぐっては、食の安全・安心を揺るがす問題をはじめ、ライフスタイルの変化や価値観の多様化による栄養バランスの偏った食事や不規則な食事の増加、肥満や生活習慣病の増加、伝統的食文化の危機</u>など、様々な問題が生じています。</p> <p>国においては、平成17年7月に施行された食育基本法に基づき、平成18年3月に「第1次食育推進基本計画」を、平成23年3月には「第2次食育推進基本計画」を策定し、国民運動として食育の取組みを推進しています。</p> <p>また、地方公共団体においては、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の特性を生かした自主的な施策を策定し、実施することとされています。</p> <p>本市では、平成22年1月に「徳島市食育推進計画」を策定し、本市の特性を生かした食育の推進を通して、市民一人ひとりが生涯にわたって健全な心身を培うとともに、豊かな人間性を育み、いきいきと暮らせることを目的に、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。</p> |

こうした取組みにより、食育の理解が進み、食育に関する活動が活発に行われたことから一定の成果が見られるものもありますが、若い世代の食生活の改善や健康寿命※の延伸などの課題もあります。また、近年の地球規模の気候変動の顕在化や新型コロナウイルスの感染拡大などの社会環境の変化に対応する食育推進の方向性として、持続可能な食を支える意識啓発やデジタル技術を活用した効果的な情報発信などが求められています。

この計画は、「徳島市食育推進計画（第2期）」を継承しながらもこれらの課題や方向性を踏まえ、今後も多様な関係者が継続して食育に関する施策を総合的かつ計画的に着実な推進を図るため、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とする「徳島市食育推進計画（第3期）」を策定するものです。

※SDGs

「持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、平成27年9月の国連サミットで採択された国際開発目標である。17の目標と169のターゲットから成る「SDGs（持続可能な開発目標）」を掲げ、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指すものである。

17の目標には、「2 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する」、「4 すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」、「12 持続可能な生産消費形態を確保する」などの食育と関係が深い目標がある。

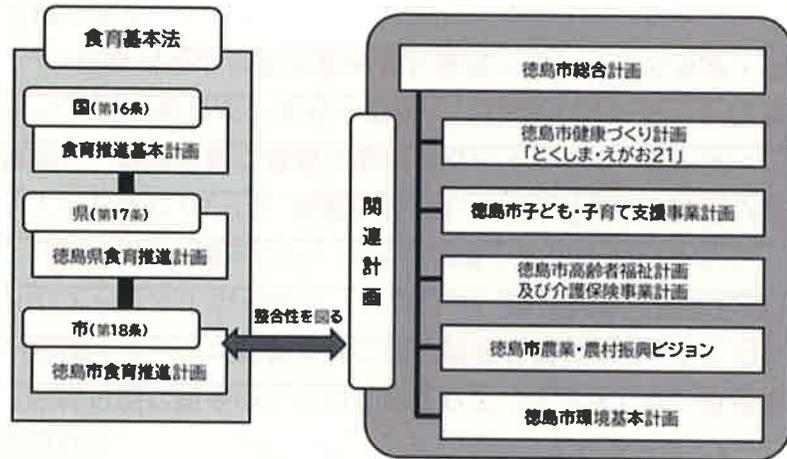
食育の推進は、「SDGsアクションプラン2021」の中に位置付けられており、SDGs達成に寄与するものである。

こうした取組みにより、食育の理解が進み、食育に関する活動が活発に行われたことから一定の成果が見られるものもありますが、若い世代の食生活の改善や健康寿命※の延伸などの課題もあります。

この計画は、「徳島市食育推進計画」を継承しながらもこれらの課題を踏まえ、今後も多様な関係者が継続して食育に関する施策を総合的かつ計画的に着実な推進を図るため、平成28年度から平成32年度までの5年間を計画期間とする「徳島市食育推進計画（第2期）」を策定するものです。

P4 2 計画の位置づけ

この計画は、食育基本法第18条の規定に基づく「市町村食育推進計画」として位置づけるとともに、徳島市総合計画をはじめとした関連計画と整合性を図りつつ、本市の食育を総合的かつ計画的に推進するための計画とします。

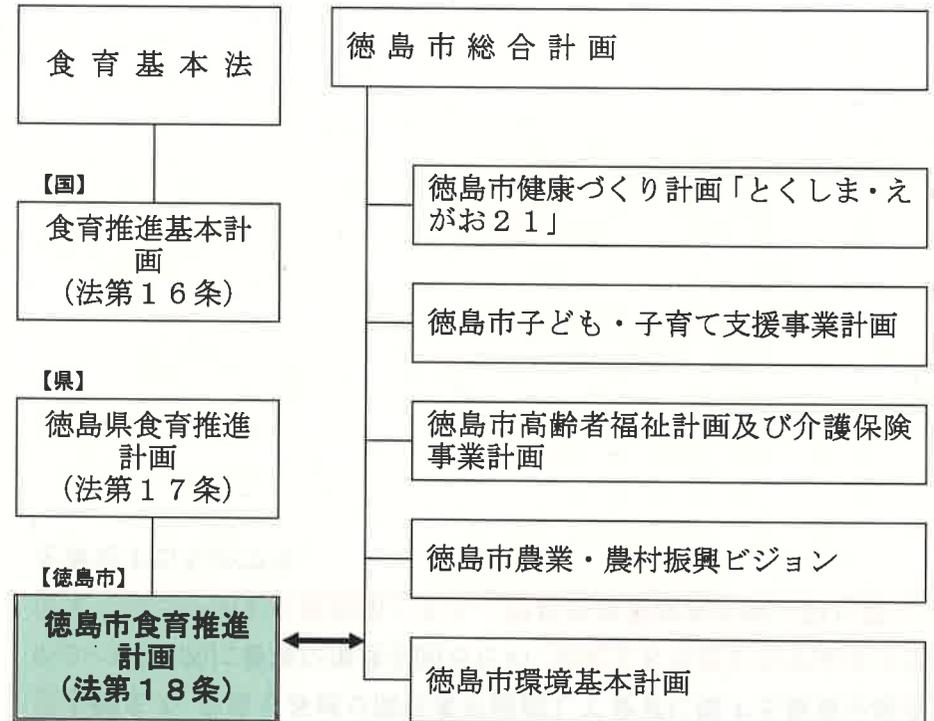


3 計画の期間

計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。
また、計画期間中に国の動向等により状況の変化などが生じた場合には、必要に応じて、計画の見直しを行うこととします。

P3 2 計画の位置づけ

この計画は、食育基本法第18条の規定に基づく「市町村食育推進計画」として位置づけるとともに、徳島市総合計画をはじめとした関連計画と整合性を図りつつ、本市の食育を総合的かつ計画的に推進するための計画とします。



3 計画の期間

計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。
また、計画期間中に国の動向等により状況の変化などが生じた場合には、必要に応じて、計画の見直しを行うこととします。



P5

4 計画の策定体制

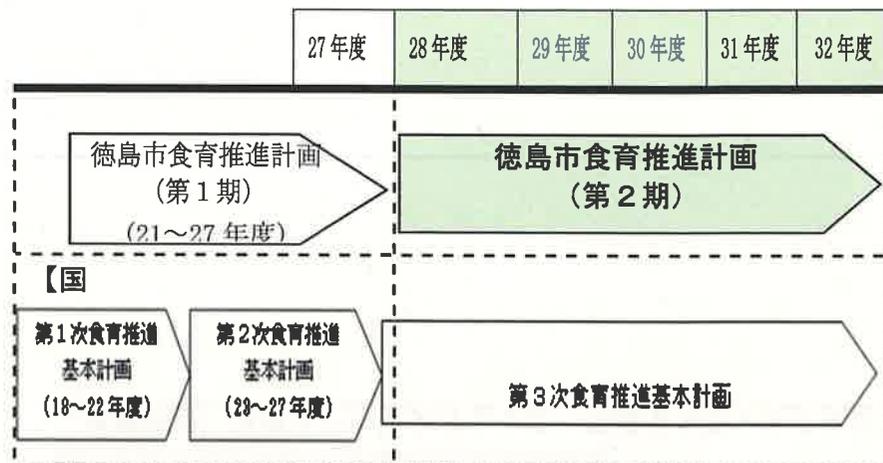
次の組織において検討し、計画づくりを行いました。

(1) 徳島市食育推進計画策定市民会議

この計画を策定するにあたり、学識経験者や公募による市民、関係団体の代表者からなる徳島市食育推進計画策定市民会議を設置し、計画の策定及び食育に関する施策の推進について審議し、幅広い意見を反映しています。

(2) 徳島市食育推進連絡会

この計画を策定し、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための庁内組織として、「徳島市食育推進連絡会」及び下部組織である「徳島市食育推進幹事会」を設置し、計画案を作成しました。



P4

4 計画の策定体制と策定方法

この計画は、策定の段階から積極的な市民参加と庁内組織における検討によって計画づくりを行いました。

(1) 市民会議「徳島市の食育を考える会」

この計画を策定するにあたり、学識経験者や公募による市民、関係団体の代表者からなる市民会議「徳島市の食育を考える会」を設置し、計画の策定及び食育に関する施策の推進について審議し、幅広い意見を反映しています。

(2) 徳島市食育推進連絡会

この計画を策定し、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための庁内組織として、「徳島市食育推進連絡会」及び下部組織である「徳島市食育推進幹事会」を設置し、計画案を作成しました。

(3) アンケート調査の実施

市民の食育に対する意識や食生活の実態などについて把握するため、一般市民を対象に「食育に関する徳島市民アンケート調査」を実施し、この調査による意見や課題を計画に反映しています。

<調査の概要>

■市民アンケート調査

(調査対象) 徳島市在住の方を対象として無作為抽出。

15歳以上 配布数 1,240 人 回収数 457 人 回収率 36.9%

14歳以下 配布数 260 人 回収数 111 人 回収率 42.7%

計 配布数 1,500 人 回収数 568 人 回収率 37.9%

(調査方法) 郵送配布－ 郵送回収

調査票は、15歳以上と14歳以下の2種類を用いた。

(調査時期) 平成27年6月15日～6月30日

(4) パブリックコメント手続の実施

計画案を公表し、計画案に対する市民の意見を広く求めるため、パブリックコメント手続を実施しました。

<手続の概要>

■パブリックコメント手続による意見募集

(実施時期) 平成27年12月22日～平成28年1月22日

第 2 章

計画の基本的な考え方

50

(1) 計画の目的を達成するために必要な活動を洗い出す。

(1) (1) (2)

【基本計画】

(1)

2. 実行計画

(1)

1. 基本計画

1. 基本計画 計画の目的を達成するために必要な活動を洗い出す。

51

(2) 計画の進捗状況を把握し、必要に応じて計画を修正する。

(1) (1) (2)

【基本計画】

(1)

2. 実行計画

(1)

1. 基本計画

(1) 2. 実行計画 計画の進捗状況を把握し、必要に応じて計画を修正する。

新 旧 対 照 表

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>P8 第2章 計画の基本的な考え方</p> <p>1 基本理念 (略)</p> <p>2 基本目標 (略)</p> <p>【基本目標】 (1)～(4) (略)</p> | <p>P6 第2章 計画の基本的な考え方</p> <p>1 基本理念 (略)</p> <p>2 基本目標 (略)</p> <p>【基本目標】 (1)～(4) (略)</p> |
| <p>P9 (5) <u>新しい生活様式※に対応しながら、楽しく食べる習慣を身につけましょう。</u></p> <p>食事は、空腹を満たしたり栄養をとることだけが目的ではなく、家族や仲間との大事なコミュニケーションの場でもあります。一緒に料理をしたり、会話をしながら笑顔で楽しく食事することにより、豊かな心を育むとともに、食への興味・関心を高めることにつながり、効果的に食育を進めていくことができます。おいしいと思って食べるのとそうでないのでは心身への影響も違ってきます。<u>食事の場面での新しい生活様式を実践しつつ、誰かと一緒に料理をする、食べる、会話をするなど、食を通じたコミュニケーションを図ることにより、楽しく食べる習慣を身につけましょう。</u></p> <p>(6) 徳島産食材を使った豊かな食生活を実践しましょう。 徳島市は、四国一の大河・吉野川とその支流がつくり育てた肥</p> | <p>P7 (5) <u>楽しく食べる習慣を身につけましょう。</u></p> <p>食事は、空腹を満たしたり栄養をとることだけが目的ではなく、家族や仲間との大事なコミュニケーションの場でもあります。一緒に料理をしたり、会話をしながら笑顔で楽しく食事することにより、豊かな心を育むとともに、食への興味・関心を高めることにつながり、効果的に食育を進めていくことができます。おいしいと思って食べるのとそうでないのでは心身への影響も違ってきます。<u>誰かと一緒に料理をする、食べる、会話をするなど、食を通じたコミュニケーションを図ることにより、楽しく食べる習慣を身につけましょう。</u></p> <p>(6) 徳島産食材を使った豊かな食生活を実践しましょう。 徳島市は、四国一の大河・吉野川とその支流がつくり育てた肥</p> |

沃な土地に恵まれた全国有数の農業生産地であり、豊富な食材があります。近年は日本全国をはじめ、海外からの輸入も増え、一年中さまざまな食材が手に入るようになりましたが、その土地で採れたものを旬の時期に食べることは、心身の健康や環境への負荷軽減のために望ましいといわれています。徳島の農林水産物を使用した食材を家庭の食卓や給食などに積極的に導入し、地域で生産されたものを地域で消費する「地産地消※」を進めましょう。

(7) (略)

(8) 食に関する正しい知識を習得し、判断する力を身に付けましよう。

健全な食生活の実践のために、賞味期限※、消費期限※、産地表示、品質表示などの食品表示の見方についての知識を習得しましよう。そして、食に関する様々な情報の中から、正しい情報を選択し、実践する力を身に付けましよう。

(9) 食を通して環境について考えましよう。

「もったいない」の気持ちを大切にし、必要以上に料理を作りすぎない、食べ残しを減らすなどを実践し、ごみの排出を減らしましよう。また、リサイクルなどに取り組み、ごみの減量化を心がけ、環境への負荷※を軽減できるよう、食を通して持続可能な環境について考えましよう。

(10) 食育への関心を高めましよう。

食育への理解を深め、家庭、保育所・認定こども園、幼稚園、学校、地域、生産者、事業者、大学などの様々な関係機関が協力しあい、毎年6月の「食育月間」、毎月19日の「食育の日」などに合わせて、市民運動として食育を推進していきましよう。

沃な土地に恵まれた全国有数の農業生産地であり、豊富な食材があります。近年は日本全国をはじめ、海外からの輸入も増え、一年中さまざまな食材が手に入るようになりましたが、その土地で採れたものを旬の時期に食べることは、心身の健康や環境への負荷軽減のために望ましいといわれています。徳島産の食材を家庭の食卓や給食などに積極的に導入し、地域で生産されたものを地域で消費する「地産地消※」を進めましよう。

(7) (略)

(8) 食品の情報を見分ける知識を身に付けましよう。

賞味期限※、消費期限※、産地表示、品質表示などの食品表示の見方について学習し、正しい知識を習得しましよう。また、誤った食に関する情報を見分ける知識を身に付けましよう。

(9) 食を通して環境について考えましよう。

「もったいない」の気持ちを大切にし、必要以上に料理を作りすぎない、食べ残しを減らすなどを実践し、ごみの排出を減らしましよう。また、リサイクルなどに取り組み、ごみの減量化を心がけ、環境への負荷※を軽減できるよう、食を通して環境について考えましよう。

(10) 食育への関心を高めましよう。

食育への理解を深め、家庭、保育所、幼稚園、学校、地域、生産者、事業者、大学などの様々な関係機関が協力しあい、市民運動として食育を推進していきましよう。

また、毎年6月の「食育月間」、毎月19日の「食育の日」に

| | |
|--|---|
| <p>P10</p> <p>※新しい生活様式</p> <p><u>新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐために、一人ひとりが感染防止の3つの基本である「①身体的距離の確保」、「②マスクの着用」、「③手洗い」や「3密（密集、密接、密閉）の回避」などの対策を取り入れた生活様式を実践することが求められている。</u></p> | <p><u>については、国や県との連携を図りながら、食育の一層の定着を図ります。</u></p> |
| <p>P12</p> <p>3 重点プロジェクト</p> <p>【重点プロジェクト】</p> <p>(略)</p> <p>(1) 豊かな人間形成（知育・徳育・体育）のための<u>保育所・認定こども園</u>、幼稚園、学校における食育の推進</p> <p>(略)</p> <p>また、子どもの時期は、食に対する考え方を形成する途上にあることから、適切な食育が行われることにより、日々の食生活に必要な知識や判断力を習得し、これを主体的に実践する意欲の向上を図ることができるとともに、<u>食を大切にし、これを楽しむ心や持続可能な社会の構築に向けた意識など、広い社会的視野</u>を育てていく上でも大きな効果が期待できます。</p> <p>こうしたことから、子どもにとって日常生活の大部分を過ごす<u>保育所・認定こども園</u>、幼稚園、学校における食育は特に重要であり、子どもの豊かな人間形成（知育・徳育・体育）のための<u>保育所・認定こども園</u>、幼稚園、学校における食育を重点的に推進します。</p> | <p>P9</p> <p>3 重点プロジェクト</p> <p>【重点プロジェクト】</p> <p>(略)</p> <p>(1) 豊かな人間形成（知育・徳育・体育）のための<u>保育所</u>、幼稚園、学校における食育の推進</p> <p>(略)</p> <p>また、子どもの時期は、食に対する考え方を形成する途上にあることから、適切な食育が行われることにより、日々の食生活に必要な知識や判断力を習得し、これを主体的に実践する意欲の向上を図ることができるとともに、<u>食を大切にし、これを楽しむ心や広い社会的視野</u>を育てていく上でも大きな効果が期待できます。</p> <p>こうしたことから、子どもにとって日常生活の大部分を過ごす<u>保育所</u>、幼稚園、学校における食育は特に重要であり、子どもの豊かな人間形成（知育・徳育・体育）のための<u>保育所</u>、幼稚園、学校における食育を重点的に推進します。</p> |

(2) 健康寿命の延伸のためのライフステージに応じた食育の推進
(略)

P13 4 施策の体系

| 施策の展開 | 取組内容 | |
|---------------|--------------------------------|---|
| 1 家庭における食育の推進 | (1) 規則正しい生活習慣や望ましい食習慣の定着 | ① 食育に関する情報の発信 |
| | (2) 妊産婦や子どもを対象とした取組み | ① 妊娠期の栄養教室の開催 ② <u>乳幼児期の栄養指導</u> ③ 幼児期の栄養教育 |
| | (3) <u>若い世代からの生活習慣病予防への取組み</u> | ① <u>「糖尿病予防大作戦」ポピュレーションアプローチ</u> ② <u>適切な栄養・食生活の推進のための栄養教室</u> ③ <u>生活習慣病予防のための個別相談</u> |
| | (4) 高齢者を対象とした健康寿命の延伸に向けた取組み | ① 高齢者の健康づくりの推進 ② 高齢者配食サービスの実施 |
| | (5) 歯・口腔の健康増進に向けた取組み | ① 口腔機能の保持増進 |

(2) 健康寿命の延伸のためのライフステージに応じた食育の推進
(略)

P10 4 施策の体系

| 施策の展開 | 取組内容 | |
|---------------|-----------------------------|---|
| 1 家庭における食育の推進 | (1) 規則正しい生活習慣や望ましい食習慣の定着 | ① 食育に関する情報の発信 |
| | (2) 妊産婦や子どもを対象とした取組み | ① 妊娠期の栄養教室の開催 ② <u>乳幼児期の栄養指導</u> ③ 幼児期の栄養教育 |
| | (3) <u>若い世代を対象とした取組み</u> | ① <u>栄養指導の実施</u> ② <u>学校・地域への出前講座</u> |
| | (4) <u>生活習慣病予防への取組み</u> | ① <u>糖尿病予防大作戦の展開</u> ② <u>栄養指導の実施</u> |
| | (5) <u>野菜摂取増加に向けた取組み</u> | ① <u>野菜摂取に関する啓発活動の実施</u> ② <u>調理実習教室の実施</u> |
| | (6) 高齢者を対象とした健康寿命の延伸に向けた取組み | ① 高齢者の健康づくりの推進 ② 高齢者配食サービスの実施 |
| | (7) 歯・口腔の健康増進に向けた取組み | ① 口腔機能の保持増進 |

| | | | | | |
|-------------------------------------|----------------------------------|--|------------------------------|-----------------------------|--|
| 2 <u>保育所・認定こども園、幼稚園、学校における食育の推進</u> | (1) <u>市立保育所・認定こども園における食育の推進</u> | ① <u>保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく年齢や発達段階に応じた食育の推進</u> ② 食育に関する継続した取り組み ③ <u>保育所・認定こども園給食を通じた食育の推進</u> ④ 家庭や地域・関係機関と連携した食育の推進 | 2 <u>保育所、幼稚園、学校における食育の推進</u> | (1) <u>市立保育所における食育の推進</u> | ① <u>保育指針に基づく年齢や発達段階に応じた食育の推進</u> ② 食育に関する継続した取り組み ③ <u>保育所給食を通じた食育の推進</u> ④ 家庭や地域・関係機関と連携した食育の推進 |
| | (2) <u>幼稚園及び学校における食育の推進</u> | ① 幼稚園教育要領に基づく幼稚園での食育の推進 ア 幼稚園における基本的な取り組み イ 指導体制の確立 ウ <u>昼食のあり方の研究</u> ② 学習指導要領に基づく小・中学校での食育の推進 ア 学校における基本的な取り組み イ 指導体制の確立 ウ 学校給食を通じた食育の推進 ③ 学習指導要領に基づく高等学校での食育の推進 ア 学校における基本的な取り組み イ 指導体制の確立 ④ 家庭や地域・関係機関と連携 | | (2) <u>幼稚園及び学校における食育の推進</u> | ① 幼稚園教育要領に基づく幼稚園での食育の推進 ア 幼稚園における基本的な取り組み イ 指導体制の確立 ウ <u>給食のあり方の研究</u> ② 学習指導要領に基づく小・中学校での食育の推進 ア 学校における基本的な取り組み イ 指導体制の確立 ウ 学校給食を通じた食育の推進 ③ 学習指導要領に基づく高等学校での食育の推進 ア 学校における基本的な取り組み イ 指導体制の確立 ④ 家庭や地域・関係機関と連携 |

| | | | | | | | |
|------------------|-----------------------|---|---|---|---|----------------------------|---|
| P14 | | | した食育の推進 ⑤ 地域における農林漁業体験の効果的活用 | P11 | | | した食育の推進 ⑤ 地域における農林漁業体験の効果的活用 |
| | 3 地域における食育の推進 | (1) 地区コミュニティセンター等における食育の推進 | ① 地区コミュニティセンター食育講座開催の促進 ② <u>児童館における食育の推進</u> ③ ふれあい健康館における食育ボランティア活動への支援 | | 3 地域における食育の推進 | (1) 地区コミュニティセンター等における食育の推進 | ① 地区コミュニティセンター食育講座開催の促進 ② <u>児童館における親と子の食事セミナー事業の実施</u> ③ ふれあい健康館における食育ボランティア活動への支援 |
| | | (2) 社会教育における食育の推進 | ① 公民館における食に関する学習機会の提供 ② 青少年事業での学習機会の提供 | | | (2) 社会教育における食育の推進 | ① 公民館における食に関する学習機会の提供 ② 青少年事業での学習機会の提供 |
| | | (3) 関係団体等との連携による食育の推進 | ① NPO等との協働の推進 ② <u>多様な関係者</u> との連携 ③ 事業者等に対する食育推進事業の周知等 | | | (3) 関係団体等との連携による食育の推進 | ① NPO等との協働の推進 ② <u>大学等</u> との連携 ③ 事業者等に対する食育推進事業の周知等 |
| | 4 生産者と消費者との交流の促進 | (1) 農業体験活動の推進 | ① <u>市民農園の推進</u> | | 4 生産者と消費者との交流の促進 | (1) 農業体験活動の推進 | ① <u>体験型市民農園の実施</u> |
| (2) 地産地消の推進 | | ① 農産物のブランド品目の育成 ② 地産地消事業の推進 | (2) 地産地消の推進 | ① 農産物のブランド品目の育成 ② <u>生産者と消費者との交流の場の提供</u> ③ 地産地消事業の推進 | | | |
| 5 環境との調和による食育の推進 | (1) <u>環境から考える食生活</u> | ① <u>出前環境教室による環境保全啓発</u> ② 生ごみ減量化の推進 ③ 生ごみ減量化徳島市民大作戦の展開 ④ <u>食品ロス削減の啓発</u> | 5 環境との調和による食育の推進 | (1) <u>食から考える環境への影響</u> | ① <u>出前環境教室による環境保全</u> ② <u>ごみ減量・再資源化の推進</u> ③ 生ごみ減量化の推進 ④ <u>食品トレイの拠点回収</u> ⑤ 生ごみ減量化徳島市民大作戦の展開 | | |

新 旧 対 照 表

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>P16 第3章 施策の展開 1 家庭における食育の推進 【現状・課題と取組みの方向性】 家庭は子どもが最初に関わる食育の場ですが、ライフスタイルの変化や価値観の多様化に伴い、<u>「いただきます」「ごちそうさま」のあいさつ、箸の使い方などのマナー等の子どもの基本的な生活習慣の形成</u>といった、これまで家庭の食卓が担ってきた機能が低下してきています。また、忙しい生活の中で調理にかかる時間が少なくなり、食の外部化が進み、伝統的な家庭の味を伝える機会が減ってきています。 さらに、食を大切にする意識の欠如、栄養バランスの偏った食事や不規則な食事の増加、とりわけ朝ごはんの欠食といった食習慣の乱れにより、肥満や糖尿病などの生活習慣病が増えています。 <u>一方で、新型コロナウイルス感染症の影響等により、自宅で料理や食事をする機会も増えており、家庭での食育の重要性も高まっています。</u> 本市においては、市民の「食育」の言葉や意味の認知度、関心度、実践度は約半数であり、<u>食育を推進する上では、まず食育の認知度を向上させることが必要であるとともに、その実践力も向上させることが重要です。</u>また、多くの市民が食育を効果的に行う場所は「家庭」と考えており、「広報紙やホームページなどによる食育情報の提供」による食育の推進を期待しています。<u>特に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を踏まえた「新たな日常」下では、デジタル技術等を活用し、栄養のバランスなどの食に関する情報発信が求められています。</u> 次に、「健康である」と感じている市民の割合は年齢とともに減少</p> | <p>P14 第3章 施策の展開 1 家庭における食育の推進 【現状・課題と取組みの方向性】 家庭は子どもが最初に関わる食育の場ですが、ライフスタイルの変化や価値観の多様化に伴い、これまで家庭の食卓が担ってきた機能が低下してきています。また、忙しい生活の中で調理にかかる時間が少なくなり、食の外部化が進み、伝統的な家庭の味を伝える機会が減ってきています。 さらに、食を大切にする意識の欠如、栄養バランスの偏った食事や不規則な食事の増加、とりわけ朝ごはんの欠食といった食習慣の乱れにより、肥満や糖尿病などの生活習慣病が増えています。 本市においては、市民の「食育」の言葉や意味の認知度は約半数であり、<u>「食育の日」「食育月間」の認知度は非常に低く、食育を推進する上では、まずこれらの認知度を向上させることが必要です。</u>また、多くの市民が食育を効果的に行う場所は「家庭」と考えており、「広報紙やホームページなどによる食育情報の提供」による食育の推進を期待しています。 次に、「健康である」と感じている市民の割合は年齢とともに減少</p> |

し、健康状態で困っている市民の割合が年齢とともに増加しています。このことは、年齢とともに疾病へのリスクが高くなることから免れないことですが、少しでも疾病へのリスクを減らすためには、肥満にならないように気をつけることが重要です。全国的な傾向と同様に、本市でも30歳代から肥満者が増え始め、40歳代～60歳代の男性の肥満者の割合が高く、特に問題があります。同時に、60歳代以降は男女ともにやせの割合が増えており、高齢者には低栄養の問題があることも見て取れます。

(略)

【取組内容】

(1) 規則正しい生活習慣や望ましい食習慣の定着

① 食育に関する情報の発信

ホームページなどのインターネットや広報紙、イベントなどの活用により、生活のリズムを整え、寝る時間や起きる時間を決めた規則正しい生活習慣を身につけることや、朝ごはんの大切さを周知します。さらに、食事バランスガイド※、食生活指針※、食育の環※などの食育に関する情報を発信し、食の大切さや望ましい食生活の普及に努めます。

また、市が作成した料理レシピの広報など、食に関する意識を高めることにつながる情報の発信を行います。

P19 (2) 妊産婦や子どもを対象とした取組み

① 妊娠期の栄養教室の開催

(略)

② 乳幼児期の栄養指導

(略)

し、健康状態で困っている市民の割合が年齢とともに増加しています。このことは、年齢とともに疾病へのリスクが高くなることから免れないことですが、少しでも疾病へのリスクを減らすためには、肥満にならないように気をつけることが重要です。全国的な傾向と同様に、本市でも30歳代から肥満者が増え始め、40歳代～60歳代の男性の肥満者の割合が高く、特に問題があります。

(略)

【取組内容】

(1) 規則正しい生活習慣や望ましい食習慣の定着

① 食育に関する情報の発信

ホームページや広報紙、イベント等の活用により、毎年6月は「食育月間」、毎月19日は「食育の日」であることを市民に周知し、定着を図ります。また、生活のリズムを整え、寝る時間や起きる時間を決めた規則正しい生活習慣を身につけることや、朝ごはんの大切さを周知します。さらに、食事バランスガイド※、食生活指針※、食育の環※などの食育に関する情報を発信し、食の大切さや望ましい食生活の普及に努めます。

P17 (2) 妊産婦や子どもを対象とした取組み

① 妊娠期の栄養教室の開催

(略)

② 乳児期の栄養指導

(略)

③ 幼児期の栄養教育
(略)

(3) 若い世代からの生活習慣病予防への取り組み

① 「糖尿病予防大作戦」ポピュレーションアプローチ*

「糖尿病予防大作戦」の一環として、健診の受診勧奨と若い世代からの疾病予防・健康づくりを目的とし、小・中学校の保護者や各種団体等を対象に健康教育・健康相談を実施していきます。

② 適切な栄養・食生活の推進のための栄養教室

適切な栄養バランスや野菜摂取の必要性について啓発し、若い世代からの望ましい食習慣形成のために栄養教室を実施していきます。特に野菜摂取量増加への取り組みとして「野菜 de 生活習慣病予防教室」を定期的で開催し、家庭において簡単に野菜を取り入れられるよう、「ヘルシーレシピ集」としてホームページ等に掲載します。

③ 生活習慣病予防のための個別相談

生活習慣病予防には食生活が深く関わっており、生活習慣病予防の相談の際に、食生活を含む個別相談を行います。

※ポピュレーションアプローチ

多くの人々が少しづつリスクを軽減することで、集団全体としては多大な恩恵をもたらすことに注目し、集団全体をよい方向にシフトさせることをいう。

③ 幼児期の栄養教育
(略)

(3) 若い世代を対象とした取り組み

① 栄養指導の実施

生活習慣病の発症や進行は、子どもの頃からの生活習慣が大きく関わっていることから若い世代(20歳代以上)を対象とした栄養教室や栄養相談を行います。

② 学校・地域への出前講座

学校・各種団体・地域に出向いて生活習慣病予防等をテーマとした出前講座を行います。

(4) 生活習慣病予防への取り組み

① 糖尿病予防大作戦の展開

「糖尿病予防大作戦 まず8000歩・腹八分目でとくしましよう」のキャッチフレーズのもと、市のホームページに食事の基本や献立集を掲載し、食による健康づくりの推進を図ります。

② 栄養指導の実施

特定健康診査結果等を生かした栄養指導や栄養教室を実施し、生活習慣病の改善や重症化予防を推進します。

(5) 野菜摂取増加に向けた取り組み

① 野菜摂取に関する啓発活動の実施

「毎日+100g～野菜で生活習慣病予防～」を目標に市民からの公募によって作成したレシピ集「いつもの野菜 de 楽笑レシピ」(100品)を配布するとともに、広報紙でも個々のレシピの紹介を行う等、野菜摂取の増加を目指した啓発活動を行います。

P20

(4) 高齢者を対象とした健康寿命の延伸に向けた取組み

① 高齢者の健康づくりの推進

高齢者が健康で自立した生活が送れるよう、各地区で開催している運動教室において、健康相談及び体力測定を実施するほか、指導者の養成講座を実施することにより、運動指導者や教室の補助的役割を担う人材を養成します。また、高齢者が自宅において食事による健康づくりが行えるよう魅力あるプログラムの充実に努めます。

市民一人ひとりが生涯にわたって健康で生きがいをもった生活ができることを目的に「のぼそう！！健康寿命教室」等の開催や様々な健康教室と合わせて、栄養や食生活についての正しい知識の普及を図り、健康寿命の延伸を図ります。

② 高齢者配食サービスの実施
(略)

P21

(5) 歯・口腔の健康増進に向けた取組み

① 口腔機能の保持増進

生涯を通じて歯周疾患を予防し、高齢になっても歯の喪失を抑制することができるように、歯や口腔の健康づくりを推進します。そのために乳幼児期には、幼児フッ素塗布推進事業や乳幼児歯みがき教室を実施し、むし歯予防に努めます。成人期には、歯周病予防が

② 調理実習教室の実施

小学生親子を対象に野菜メニューを中心とした調理実習教室等を開催し、子どもが野菜に親しみを持ちながら楽しんで食べることができるような取組みを進めます。

(6) 高齢者を対象とした健康寿命の延伸に向けた取組み

① 高齢者の健康づくりの推進

高齢者が健康で自立した生活が送れるよう、各地区で開催している運動教室において、健康相談及び体力測定を実施するほか、指導者の養成講座を実施することにより、運動指導者や教室の補助的役割を担う人材を養成します。また、高齢者が自宅において食事による健康づくりが行えるよう魅力あるプログラムの充実に努めます。

市民一人ひとりが生涯にわたって健康で生きがいをもった生活ができることを目的に「のぼそう！！健康寿命教室」等の開催や様々な健康教室と合わせて、栄養や食生活についての正しい知識の普及を図ります。

また、地域の高齢者を対象に低栄養や介護予防をテーマとした出前講座を行い、健康寿命の延伸を図ります。

② 高齢者配食サービスの実施
(略)

P19

(7) 歯・口腔の健康増進に向けた取組み

① 口腔機能の保持増進

生涯を通じて歯科疾患を予防し、高齢になっても歯の喪失を抑制することができるように、歯や口腔の健康づくりを推進します。そのために乳幼児期には、幼児フッ素塗布推進事業や乳幼児歯みがき教室を実施し、むし歯予防に努めます。成人期には、歯周病予防が

不可欠であることから歯科医師による個別相談や歯科衛生士による健康教育・健康相談を実施します。

P22 2 保育所・認定こども園、幼稚園、学校における食育の推進

【現状・課題と取組みの方向性】

子どもの豊かな人間形成のための基礎となる健全な食生活の実現と心身の成長を育むためには、乳幼児期からの豊かな食に関する経験が重要になります。しかし、近年の社会環境の変化に伴い、欠食や過食、偏った栄養摂取など食生活の乱れ、肥満や過度の痩身が見られるなど、生活習慣病と食生活が深く関わっていることが指摘されています。さらに、子どもの体力低下も続いており、食に関する指導、生活習慣の改善などが求められています。

このような中で、子どもたちの体力向上を図るとともに、子どもたちが正しい食事の取り方や望ましい食習慣を身につけ、自らの健康管理ができるようにすることが極めて重要であることから、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領、学習指導要領では、各成長段階における食育の取組みの目標や方法の基本が示されています。

特に、本市においては、糖尿病の罹患率は高く、子どもの肥満度も全国平均より高い傾向となっているほか、朝ごはんを欠食する小学生や中学生の割合は全国平均よりも高くなっています。

このため、「学校の授業や幼稚園・保育所・認定こども園での教育及び保育」「給食における食育」による食育を推進するとともに、その中で「バランスのとれた食事の取り方を学ぶこと」「自然の恵みや勤労への感謝の気持ちを育てること」「手洗いや食事のマナーを学ぶこと」「給食への地場産物の利用促進」などの取組みが必要とされています。

こうしたことから、保育所・認定こども園においては、乳幼児が

不可欠であることから歯科医師による個別相談や歯科衛生士による健康教育・健康相談を実施します。

P20 2 保育所、幼稚園、学校における食育の推進

【現状・課題と取組みの方向性】

子どもの豊かな人間形成のための基礎となる健全な食生活の実現と心身の成長を育むためには、乳幼児期からの豊かな食に関する経験が重要になります。しかし、近年の社会環境の変化に伴い、欠食や過食、偏った栄養摂取など食生活の乱れ、肥満や過度の痩身なども見られるなど、生活習慣病と食生活が深く関わっていることが指摘されています。さらに、子どもの体力低下も続いており、食に関する指導、生活習慣の改善などが求められています。

このような中で、子どもたちの体力向上を図るとともに、子どもたちが正しい食事の取り方や望ましい食習慣を身につけ、自らの健康管理ができるようにすることが極めて重要であることから、保育所保育指針、幼稚園教育要領、学習指導要領では、各成長段階における食育の取組みの目標や方法の基本が示されています。

特に、本市においては、糖尿病の罹患率は高く、子どもの肥満度も全国平均より高い傾向となっているほか、朝ごはんを欠食する小学生や中学生の割合は全国平均よりも高くなっています。

このため、「学校の授業や幼稚園・保育所での教育」「給食における食育」による食育を推進するとともに、その中で「バランスのとれた食事の取り方を学ぶこと」「自然の恵みや勤労への感謝の気持ちを育てること」「手洗いや食事のマナーを学ぶこと」「給食への地場産物の利用促進」などの取組みが必要とされています。

こうしたことから、保育所においては、乳幼児が楽しく食べる体験を通して食への関心を育み、生涯にわたって健康で質の高い生活を送る基本としての「食を営む力」の基礎を培うために、年齢や発

楽しく食べる体験を通して食への関心を育み、生涯にわたって健康で質の高い生活を送る基本としての「食を営む力」の基礎を培うために、年齢や発達段階に応じて食育に関する指導や保育及び教育を進めます。

なお、本市には、市立保育所・認定こども園と私立認可保育園（所）・認定こども園等があり、私立認可保育園（所）・認定こども園等はそれぞれの計画に基づき保育及び教育を実施していることから、食育についてもそれぞれの考え方にに基づき推進していきます。市立保育所・認定こども園については、均質な保育サービスを提供する責務があることから、全市的に食育を推進していきます。

また、幼稚園、学校においては、幼児・児童・生徒が食に関して主体的に考え行動できる知識や能力を身につけるために、年齢や発達段階に応じて食育に関する指導や教育を進めます。

さらに、保育所・認定こども園、幼稚園、学校におけるこれらの取組みは、家庭において望ましい生活習慣や食習慣を身につけること等によって、一層の効果が期待できることから、家庭や地域との連携を図りながら推進します。

【取組内容】

(1) 市立保育所・認定こども園における食育の推進

① 保育指針・幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく年齢や発達段階に応じた食育の推進

- ・(略)
- ・栽培活動の経験を通し、食材への関心を高め、いのちの大切さや食べることに感謝する心を育てます。
- ・食に関する教材等を利用した遊びや作品制作など、食をテーマにした保育及び教育を実践し、食に関する意識づけを図ります。また、楽しく食事をするために環境の工夫を行います。

・からだづくりや基本的な生活リズムの確立を図ることを通して、

発達段階に応じて食育に関する指導や保育を進めます。

なお、本市には、市立保育所と私立（認可）保育所等があり、私立（認可）保育所等はそれぞれの保育の計画に基づき保育を実施していることから、食育についてもそれぞれの考え方にに基づき推進していきます。市立保育所については、均質な保育サービスを提供する責務があることから、全市的に食育を推進していきます。

また、幼稚園、学校においては、幼児・児童・生徒が食に関して主体的に考え行動できる知識や能力を身につけるために、年齢や発達段階に応じて食育に関する指導や教育を進めます。

さらに、保育所、幼稚園、学校におけるこれらの取組みは、家庭において望ましい生活習慣や食習慣を身につけること等によって、一層の効果が期待できることから、家庭や地域との連携を図りながら推進します。

【取組内容】

(1) 市立保育所における食育の推進

① 保育指針に基づく年齢や発達段階に応じた食育の推進

- ・(略)
- ・米や果物・野菜等の栽培活動の経験を通し、食材への関心を高め、いのちの大切さや食べることに感謝する心を育てます。
- ・食に関する教材等を利用した遊びや作品制作など、食をテーマにした保育を実践し、食に関する意識づけを図ります。また、楽しく食事をするために環境の工夫を行います。

子ども自身が空腹感や食欲を感じ、それを満たす心地よさを体験できるようにします。

② 食育に関する継続した取組み

- ・保育所・認定こども園での食育の計画に基づく保育及び教育の実践について研究を進めます。そのために、食育に関する研修会を実施し、保育士・保育教諭及び調理員の食に関する知識や理解を深め、一層の資質向上を図ります。
- ・食育についての検討会において、衛生関連のマニュアルについての検討や保育所・認定こども園における食育の充実に向けた検討を行います。

③ 保育所・認定こども園給食を通じた食育の推進

- ・(略)
- ・(略)
- ・安全・安心な食材の調達を図るとともに、地産地消の考え方に基づいた献立の検討や食材の調達を図ります。
- ・栽培活動における収穫物を食材として使用したり、子どもたちが自ら調理に携わった給食を食べる経験ができたりするよう、実践的な研究を進めます。
- ・行事食を通して季節の趣や食文化を伝えます。また、日本人の伝統的な食文化である和食の保護・継承のため和食の提供、魅力発信に努めます。

④ 家庭や地域・関係機関と連携した食育の推進

- ・保護者試食会を通して、保育所・認定こども園で子どもが食べている給食を実際に食べてもらうことで、保護者の食への関心を高め、家庭での食育推進を図ります。

P21

② 食育に関する継続した取組み

- ・保育所での食育の計画に基づく保育実践の研究を進めます。そのために、食育に関する研修会を実施し、保育士及び調理員の食に関する知識や理解を深め、一層の資質向上を図ります。
- ・食育についての検討会において、衛生関連のマニュアルについての検討や保育所における食育の充実に向けた検討を行います。

③ 保育所給食を通じた食育の推進

- ・(略)
- ・(略)
- ・安全・安心な食材の調達を図るとともに、地産地消の考え方に基づいた給食食材の調達を図ります。
- ・栽培活動における収穫物を食材として使用し、子どもたちが自ら調理に携わった給食を食べる経験ができるよう、実践的な研究を進めます。
- ・行事食を通して季節の趣や食文化を伝えます。

④ 家庭や地域・関係機関と連携した食育の推進

- ・保護者試食会を実施します。
- ・保育所給食のレシピを保育所だよりや市ホームページに掲載する等、創意工夫に努めながら提供します。

- ・保育所・認定こども園で子どもに人気のメニューや季節の野菜を使っている給食のレシピを保育所(園)だよりや市ホームページに掲載する等、創意工夫に努めながら提供します。
- ・献立表や給食だよりを通じて、生活習慣や食品ロス削減など食育への意識啓発を推進します。
- ・地域子育て支援拠点施設において、子育て家庭からの乳幼児の食に関する相談に応じ、食育推進の充実を図ります。
- ・専門知識を有する職員を含め、食育に関わる職員すべてが、食育に関して共通した認識を持つとともに、家庭や地域、私立認可保育園(所)・認定こども園等と連携しながら、食育の推進を図ります。

(2) 幼稚園及び学校における食育の推進

① 幼稚園教育要領に基づく幼稚園での食育の推進

ア 幼稚園における基本的な取組み

- ・(略)
- ・先生や友だちと、食べる楽しさや喜びを味わうことができるようにするとともに、食事の際に必要なマナーを身に付けられるようにします。
- ・(略)
- ・自分の体に関心をもち、バランスのとれた食事や望ましい食習慣について学ぶ機会を設けます。

イ 指導体制の確立

- ・幼稚園における食育を推進するため、各幼稚園に中核的役割を担う「幼稚園食育リーダー」を置き、食に関する専門性の高い食育コーディネーター等と連携して、食育全体計画等を策定し、全教職員の共通理解のもとに指導を展開します。
- ・(略)

P24

- ・献立表や給食だよりを通じて意識啓発を推進します。

- ・地域子育て支援拠点施設での食育推進の充実を図ります。
- ・専門知識を有する職員を含め、食育に関わる職員すべてが、食育に関して共通した認識を持つとともに、家庭や地域、私立(認可)保育園等と連携しながら、食育の推進を図ります。

(2) 幼稚園及び学校における食育の推進

① 幼稚園教育要領に基づく幼稚園での食育の推進

ア 幼稚園における基本的な取組み

- ・(略)
- ・先生や友だちと、食べる楽しさや喜びを味わう指導を行うとともに、食事の際に必要なマナーを指導します。
- ・(略)
- ・自分の体に関心をもち、バランスのとれた食事について学ぶ機会を設け指導します。

イ 指導体制の確立

- ・幼稚園における食育を推進するため、各幼稚園に中核的役割を担う「幼稚園食育リーダー」を置き、食に関する専門性の高い食育コーディネーターと連携して、食育全体計画等を策定し、全教職員の共通理解のもとに指導を展開します。
- ・(略)

P22

- ・これまで実践し蓄積してきた食育指導のノウハウを共有し、指導レベルのさらなる充実・向上に資するため、実践事例集や食育タイム等の有効活用を図ります。

ウ 屋食のあり方の研究

- ・外部委託等を活用した昼食のあり方について研究を進めます。

② 学習指導要領に基づく小・中学校での食育の推進

ア 学校における基本的な取組み

- ・(略)
- ・給食の時間や授業を通して、食事に興味・関心をもち、食事の重要性や食事の喜び、楽しさを理解できるようにします。
- ・将来において健康に過ごすために、学校給食を活用し、小・中学生のそれぞれの発達段階に応じた望ましい栄養や食事のとり方について理解できるようにします。また、食事を規則正しく3食とるなど望ましい生活習慣を形成し、自ら管理していく能力を身に付けられるようにします。
- ・正しい知識・情報に基づいて、食品の品質や安全性、栄養素や衛生面等について理解し、食品の適切な選択ができる能力を身に付けられるようにします。
- ・給食の時間や授業を通して、食生活が自然の恩恵の上に成り立っていることや、生産者を始め多くの人々の苦労や努力に支えられていることを理解し、環境保全や食品ロスの視点を含めて、感謝の気持ちや食べ物を大事にする心を育てます。
- ・給食等の準備や片付け、また、楽しい共食やマナーの習得を通してコミュニケーションを図ろうとする態度を養い、人間関係

- ・これまで実践し蓄積してきた食育指導のノウハウを共有し、指導レベルのさらなる充実・向上に資するため、実践事例集を作成するとともに、その有効活用を図ります。

ウ 給食のあり方の研究

- ・他都市での給食実施園における実施上の様々な課題について、情報の収集をしながら、給食のあり方について研究を進めます。

② 学習指導要領に基づく小・中学校での食育の推進

ア 学校における基本的な取組み

- ・(略)
- ・給食の時間や授業を活用して「楽しく食事をする」等を指導することにより、食事の重要性、食事の喜び、楽しさを理解できるように指導します。
- ・将来において健康に過ごすために、小・中学生のそれぞれの発達段階に応じた望ましい栄養や食事の取り方について理解し、給食の食べ残しの減少を図るなど、自ら管理していく能力を身に付けるよう指導します。
- ・小・中学校の生活科や総合的な学習の時間、技術・家庭科（技術分野）の授業等において、体験栽培活動を実践します。さらに、その収穫物を給食食材として積極的に活用することで、食物を大事にし、食物の生産等に関わる人々へ感謝する心を育てるとともに、環境に対する負荷の軽減に努めます。
- ・食事を通して、望ましい人間関係を築くことができるよう、食事の際に必要なマナーを指導します。
- ・自分たちの住む地域には、昔から伝わる料理や季節・行事にちなんだ料理があることを学ばせ、地域の産物や食文化等を理解し、尊重する心を育てます。

形成能力を身に付けられるようにします。

・自分たちの住む地域には、昔から伝わる料理や季節・行事にちなんだ料理があることや、日常の食事は、地域の農林水産物と関連していることを理解できるようにします。また、日本や諸外国の伝統や食文化について理解し、多様な食文化を尊重する態度を養います。

・学校給食を通して、食に対する児童・生徒の関心を高め、理解を深めるとともに、その情報を児童・生徒、また、広く市民に伝達する取組みを進めます。

P25

イ 指導体制の確立

・(略)

・これまで実践し蓄積してきた食育指導のノウハウを共有し、教職員の指導レベルのさらなる向上に資するため、実践事例集や食育タイム等の有効活用を図ります。

ウ 学校給食を通じた食育の推進

・学校給食において、徳島の郷土料理や行事食、徳島の特産品を使った献立の積極的な導入を行い、ユネスコ無形文化遺産である「和食」や地域の食文化を、次の世代に継承するように努めます。

・(略)

・(略)

・(略)

・給食フェア、給食だより、食育コンテスト、料理教室等様々な情報伝達媒体を活用し、学校給食に関わる情報の発信を行います。

・生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるよう、安全・安心な食品やバランスのよい給食を提供す

・学校給食を通して、食物の生産に対する児童・生徒の関心を高め、理解を深めるとともに、その情報を児童・生徒、また、広く市民に伝達する取組みを進めます。

イ 指導体制の確立

・(略)

・これまで実践し蓄積してきた食育指導のノウハウを共有し、教職員の指導レベルのさらなる向上に資するため、実践事例集や食育タイムの有効活用を図ります。

ウ 学校給食を通じた食育の推進

・学校給食において、徳島の郷土料理や行事食、徳島の特産品を使った献立の積極的な導入を行い、「和食」がユネスコ無形文化遺産へ登録されたことを踏まえ、地域の食文化の継承を行います。

・(略)

・(略)

・(略)

・給食フェア、給食だより、食育コンテスト、料理教室等様々な情報伝達媒体を活用し、学校給食に関わる情報の発信を促進します。

・学校給食を通して、生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるよう、安全・安心な食品やバランス

P23

るとともに、食品の選択について自ら判断できる能力を育てます。

- 食品ロス削減に資する取組みや、廃食用油のリサイクルを推進するなど、食生活が自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動に支えられていることへの感謝の念を深め、環境に関する負荷の軽減に努めます。

③ 学習指導要領に基づく高等学校での食育の推進

ア 学校における基本的な取組み

- 欠食や偏食、生活リズムの乱れによる体調の変化を知り、心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事のとり方を理解し、自ら管理していく能力を身に付けられるようにします。
- 正しい知識・情報に基づいて、食品の品質や安全性、栄養素や衛生面等について理解し、食品の適切な選択ができる能力を身に付けられるようにします。
- 食事が大切なコミュニケーションの場であるということを理解し、楽しい共食のために必要なことを考え、人間関係形成能力を身に付けられるようにします。
- 自分たちの住む地域には、昔から伝わる料理や季節・行事にちなんだ料理があること、また、日常の食事は、地域の農林水産物との関連をはじめ、他の地域や諸外国とも深い関わりがあることを理解できるようにします。
- 日本や諸外国の伝統や食文化について理解し、多様な食文化を尊重する態度を養い、国際理解への意識を高めます。
- 食生活が自然の恩恵の上に成り立っていることや、生産者をはじめ多くの人々の苦労や努力に支えられていることを理解し、環境保全や食品ロスの視点も含めて、感謝の気持ちや食べ物を大事にする心を育てます。

のよい食事を選択し、自ら判断できる能力を育てます。

- 給食の食べ残しの減量や、廃油のリサイクルを推進し、食生活が自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動に支えられていることへの感謝の念を深め、環境に関する負荷の軽減に努めます。

③ 学習指導要領に基づく高等学校での食育の推進

ア 学校における基本的な取組み

- 欠食や偏食、生活リズムの乱れによる体調の変化を知り、食生活を改善し自ら管理していく能力を育てます。
- 食物の品質や安全性に関心を持ち、食品の選択に関して自ら判断し、実践できる能力を育てます。
- 食事を通して豊かな人間関係を築くために、必要なマナーを指導します。
- 地域の特産物や郷土料理について理解し、地域の食文化を尊重・継承しようとする意識を育てます。
- 身近な外国料理を通して様々な国とのつながりやその食文化を学び、国際理解への意識を高めます。
- 食物の生産等に関わる人々への感謝の心を育て、食べ残しを減らすとともに、環境を守ることへの意識を高めます。

| | | | |
|-----|--|-----|---|
| P26 | <p>イ 指導体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(略) ・これまでに実践し蓄積してきた食育指導レベルのさらなる向上に資するため、実践事例集や<u>食育タイム等</u>の有効活用を図ります。 <p>④ 家庭や地域・関係機関と連携した食育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(略) ・(略) <p>⑤ 地域における農林漁業体験の効果的活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(略) ・(略) ・地域の実状に応じて漁協や漁業者との連携により、<u>漁業体験学習等</u>を通じて、海の恵みへの理解を深めるとともに、環境問題への意識の高揚を図ります。 | | <p>イ 指導体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(略) ・これまでに実践し蓄積してきた食育指導レベルのさらなる向上に資するため、実践事例集や<u>食育タイム</u>の有効活用を図ります。 <p>④ 家庭や地域・関係機関と連携した食育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(略) ・(略) <p>⑤ 地域における農林漁業体験の効果的活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(略) ・(略) ・地域の実状に応じて漁協や漁業者との連携により、<u>漁業体験学習や魚料理教室等</u>を通じて、海の恵みへの理解を深めるとともに、環境問題への意識の高揚を図ります。 |
| P27 | <p>3 地域における食育の推進</p> <p>【現状・課題と取組みの方向性】</p> <p>(略)</p> <p>【取組内容】</p> <p>(1) 地区コミュニティセンター等における食育の推進</p> <p>① (略)</p> <p>② 児童館における<u>食育の推進</u></p> <p>児童館における<u>児童健全育成事業の取組みとして、食育の大切さを学ぶイベントや地域住民を交えての文化行事などを実施し、親子間及び世代間の交流する機会を提供します。</u></p> | P25 | <p>3 地域における食育の推進</p> <p>【現状・課題と取組みの方向性】</p> <p>(略)</p> <p>【取組内容】</p> <p>(1) 地区コミュニティセンター等における食育の推進</p> <p>① (略)</p> <p>② 児童館における<u>親と子の食事セミナー事業の実施</u></p> <p>児童館における<u>親子ふれあい事業の取組みとして、栄養士を招いて食育の大切さを学ぶほか、親子を交えての調理実習を実施することにより、家族の団らんの大切さや食事の楽しさなどを学ぶ機会を</u></p> |

| | |
|--|---|
| <p>③ (略)</p> <p>(2) 社会教育における食育の推進</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>(3) 関係団体等との連携による食育の推進</p> <p>① (略)</p> <p>② 多様な関係者との連携 食育に関する市民の現状や課題に応じた効果的・効率的な食育を推進していくため、大学や企業等の多様な食育の関係者と連携します。</p> <p>③ (略)</p> | <p><u>提供します。</u></p> <p>③ (略)</p> <p>(2) 社会教育における食育の推進</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>(3) 関係団体等との連携による食育の推進</p> <p>① (略)</p> <p>② 大学等との連携 食育に関する市民の現状や課題に応じた効果的・効率的な食育を推進していくため、大学等と連携します。</p> <p>③ (略)</p> |
| <p>P28</p> <p>P30</p> <p>4 生産者と消費者との交流の促進</p> <p>【現状・課題と取組みの方向性】 (略)</p> <p>【取組内容】</p> <p>(1) 農業体験活動の推進</p> <p>① 市民農園の推進 <u>農作物を育て、収穫する喜びを味わう農業体験を推進し、農業と食に関する理解を深めるとともに、農業のイメージアップを図りま</u></p> | <p>P26</p> <p>P28</p> <p>4 生産者と消費者との交流の促進</p> <p>【現状・課題と取組みの方向性】 (略)</p> <p>【取組内容】</p> <p>(1) 農業体験活動の推進</p> <p>① 体験型市民農園の実施 <u>農業体験を希望する家族を募集し、NPO法人による作業指導等を受け、野菜等の年間を通じた栽培体験や調理実習体験を通じて、</u></p> |

す。

(2) 地産地消の推進

① (略)

② 地産地消事業の推進

本市で生産された食材をふんだんに使用した徳島ならではのランチや弁当に使える一品メニューの周知や「とくしまIPPIN店」登録を拡大することにより、地場産食材に対する愛着を深めるとともに、生産者と消費者の距離を縮め、地産地消の推進を図ります。

P31 5 環境との調和による食育の推進

【現状・課題と取組みの方向性】

飽食の時代である現代は、好きな時に好きなだけ食べられる便利な社会になっていることから、食糧の生産が自然の恩恵の上に成り立っていることや、食生活が食に関わる人の労力によって培われているという意識が薄れています。また、食品の食べ残しや廃棄などが環境に

農作物を育て収穫する喜びを味わう農業体験の場を提供することにより、農業と食に関する理解を深めるとともに、農業のイメージアップを図ります。

(2) 地産地消の推進

① (略)

② 生産者と消費者との交流の場の提供

本市で生産された農林水産物の紹介や試食・展示即売を行う「とくしま食材フェア」などの生産者と消費者との交流の場を提供することにより、農林水産業に対する理解を深め、地元産農林水産物の良さを知ってもらうとともに、生産者の生産意欲の向上を図ります。

③ 地産地消事業の推進

本市で生産された食材をふんだんに使用した徳島ならではのランチや弁当に使える一品メニューの周知や「とくしまIPPIN店」登録を拡大することにより、地場産食材に対する愛着を深めるとともに、生産者と消費者の距離を縮め、地産地消の推進を図ります。

P29 5 環境との調和による食育の推進

【現状・課題と取組みの方向性】

飽食の時代である現代は、好きな時に好きなだけ食べられる便利な社会になっていることから、食糧の生産が自然の恩恵の上に成り立っていることや、食生活が食に関わる人の労力によって培われているという意識が薄れています。また、食品の食べ残しや廃棄などが環境に

大きな影響を与えることを知ることが重要であり、令和元年10月1日には、「食品ロスの削減に関する法律」が施行されました。

こうした中、同年10月30日・31日に徳島県と共催で開催した「食品ロス削減全国大会」を基に、市民の食品ロスに対する関心度は高くなっており、食べ残しを減らす努力や料理を作り過ぎないように心がけている方も多くなっています。また、生ごみの減量に努めている状況も伺えます。

環境保全やごみ減量・再資源化を推進するには、市民一人ひとりが環境への負荷を軽減する取組みが必要であることから、その一つの要因である各家庭での食生活の見直しを推進します。

【取組内容】

(1) 環境から考える食生活

① 出前環境教室による環境保全啓発

環境問題に関心のある市民からの申し込みに応じて、講師を派遣し、一緒に環境問題について考える出前環境教室を実施し、フードマイレージ※、エコクッキング※などの環境と食とのつながりを意識する学習の機会を提供することにより、食生活から環境保全を考える取組みを推進します。

② 生ごみ減量化の推進

市民に対して、電気式生ごみ処理機の購入費補助や密閉式処理容器の無料配付を行うとともに、電気式生ごみ処理機の残さ物の回収や再利用、密閉式処理容器に使用するEMぼかし※を作る市民団体に、資材の購入補助を行うことにより、各家庭から排出される生ごみの減量化を図り、環境に負荷がかからない食生活を推進します。

大きな影響を与えることを知ることが重要です。

本市においては、市民の食べ残しや食品の廃棄に対する関心度は高く、食べ残しを減らす努力や料理を作り過ぎないように心がけている方も多くなっています。また、家庭ごみの減量に努めている状況も伺えます。今後は、エコバッグの持参、生ごみ処理機の普及など、環境への負荷を軽減できるような取組みを行っていくことが必要です。

こうしたことから、食生活から環境保全やごみ減量、再資源化について考える取組みを推進します。

【取組内容】

(1) 食から考える環境への影響

① 出前環境教室による環境保全

環境問題に関心のある市民からの申し込みに応じて、講師を派遣し、一緒に環境問題について考える出前環境教室を実施し、フードマイレージ※（環境・食料・交通問題）、バーチャルウォーター※（水環境と食料問題）、エコ料理※（環境のことを考えた買い物・料理・食事・片付け）などの環境と食とのつながりを意識する学習の機会を提供することにより、食生活から環境保全を考える取組みを推進します。

② ごみ減量・再資源化の推進

ごみ処理施設見学会、子どもごみスクール、ごみ地域懇談会等の開催や、ごみ減量啓発冊子を配布して、ごみ減量に関する教育・啓発を行うことにより、食生活からごみ減量、再資源化について考える取組みを行います。

③ ごみ減量徳島市民大作戦の展開

市民一人ひとりが各家庭で簡単に取り組むことができるごみ減量策（27の実践項目）と、これによるごみの減量及び処理費用の削減効果についてPRすることにより、生ごみ等の減量を通じて食育の推進を図ります。

（主な実践項目：エコクッキング、マイ箸の使用など）

④ 食品ロス削減の啓発

各家庭に対して、食品を買いすぎず、食べきり、余った食品は工夫して消費するといった、食品ロス削減に関する啓発を行うとともに、会食や宴会時の食べ残しを削減するため、市民に対し「30・10（さんまる いちまる）運動※」の普及に努め、無理なく無駄なく食べきることに取り組むことで、環境に負荷がかからない食生活を推進します。

P32

※フードマイレージ

食料が生産地から食卓まで運ばれるときに、環境に負担をかける大きさ。

③ 生ごみ減量化の推進

希望する市民に対して、電気式生ごみ処理機と生ごみ処理容器（コンポスター）の購入費補助及び密閉式処理容器の無料配布を行うとともに、密閉式処理容器に使用するEMぼかし*を作る市民団体に対して、資材の購入補助を行うことにより、各家庭から排出される生ごみの減量化を推進し、食生活からごみ減量、再資源化について考える取組みを行います。

④ 食品トレイの拠点回収

幼稚園、小学校、地区コミュニティセンターに食品トレイの回収箱を設置し、食品トレイの拠点回収を実施することにより、食生活からごみ減量、再資源化について考える取組みを行います。

P30

⑤ ごみ減量徳島市民大作戦の展開

市民一人ひとりが各家庭で簡単に取り組むことができるごみ減量策（26の実践項目）と、これによるごみの減量及び処理費用の削減効果についてPRすることにより、生ごみ等の減量から食育の推進を図ります。

（主な実践項目）・マイはしを使う・エコ料理・マイバッグ運動
・廃食用油のリサイクル等

※フードマイレージ

食料が生産地から食卓まで運ばれるときに、環境に負担をかける大きさ。

※バーチャルウォーター

輸入される農作物や食料品の生産に必要な水の量を推定した数値。生産物の輸入によって水をも輸入していることになるという考

※エコクッキング

買い物から調理・食事・後片づけまで環境に配慮する料理づくり。

※EMぼかし

Effective-Microorganisms の略。人間にとってよい働きをする乳酸菌や酵母、光合成細菌など、自然界に存在する微生物を複合培養したものをEM菌という。EMぼかしは、EM菌を米ヌカなどに入れて発酵させ、EM菌を大量に増殖させたもの。

※30・10（さんまる いちまる）運動

宴会時などで、開始後30分、終了前10分を離席せず、食事を楽しみ、食べ残しを減らす運動のこと。

え方。食料自給率の低い日本などではこの数値が大きくなる。

※エコ料理

買い物から調理・食事・後片づけまで環境に配慮する料理づくり。

※EMぼかし

Effective-Microorganisms の略。人間にとってよい働きをする乳酸菌や酵母、光合成細菌など、自然界に存在する微生物を複合培養したものをEM菌という。EMぼかしは、EM菌を米ヌカなどに入れて発酵させ、EM菌を大量に増殖させたもの。

第 4 章

計画の推進にあたって

新 旧 対 照 表

| 新 | 旧 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|------|------|----------------------|--|--|---------------------------------|--|--|--------------|---------|----|-----------------------------|--|--|--------------|--------|----|--------------------|--------|----|-----------|--------|----|--------------------------------|--|--|---|--------|----|--|--------|----|--------------------------|--------|----|--|--------------|-----|------|----------------------|--|--|---------------------------------|--|--|--------------|---------|----|-----------------------------|--|--|--------------|--------|----|-------------------|--------|----|-----------|--------|----|--------------------------|--|--|------------------|--------|----|----------------------|--------|----|-------------------------|--|--|----------------------|--------|----|------------------|--------|----|
| <p>P34 第4章 計画の推進にあたって</p> <p>1 計画の推進体制 (略)</p> <p>推進にあたっては、家庭を中心として食育が進められるよう、家庭を取り巻く関係機関の連携が必要であり、保育所・認定こども園、幼稚園、学校、地域、生産者、事業者、大学などの様々な関係機関との連携をとりながら、計画の周知を図り、計画に基づく取組みを行います。</p> | <p>P32 第4章 計画の推進にあたって</p> <p>1 計画の推進体制 (略)</p> <p>推進にあたっては、家庭を中心として食育が進められるよう、家庭を取り巻く関係機関の連携が必要であり、保育所、幼稚園、学校、地域、生産者、事業者、大学などの様々な関係機関との連携をとりながら、計画の周知を図り、計画に基づく取組みを行います。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>P35 2 取組内容にかかる庁内の担当課及び推進方針</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">施策の展開 ・ 取組内容</th> <th style="width: 20%;">担当課</th> <th style="width: 50%;">推進方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1 家庭における食育の推進</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(1) 規則正しい生活習慣や望ましい食習慣の定着</td> </tr> <tr> <td>①食育に関する情報の発信</td> <td>保健福祉政策課</td> <td>継続</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(2) 妊産婦や子どもを対象とした取組み</td> </tr> <tr> <td>①妊娠期の栄養教室の開催</td> <td>保健センター</td> <td>継続</td> </tr> <tr> <td>②乳幼児期の栄養指導</td> <td>保健センター</td> <td>継続</td> </tr> <tr> <td>③幼児期の栄養教育</td> <td>保健センター</td> <td>継続</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(3) 若い世代からの生活習慣病予防への取組み</td> </tr> <tr> <td>①「糖尿病予防大作戦」ポピュレーション ジョンアプローチ</td> <td>保健センター</td> <td>継続</td> </tr> <tr> <td>②適切な栄養・食生活の推進のための 栄養教室</td> <td>保健センター</td> <td>継続</td> </tr> <tr> <td>③生活習慣病予防のための個別相談</td> <td>保健センター</td> <td>継続</td> </tr> </tbody> </table> | 施策の展開 ・ 取組内容 | 担当課 | 推進方針 | 1 家庭における食育の推進 | | | (1) 規則正しい生活習慣や望ましい食習慣の定着 | | | ①食育に関する情報の発信 | 保健福祉政策課 | 継続 | (2) 妊産婦や子どもを対象とした取組み | | | ①妊娠期の栄養教室の開催 | 保健センター | 継続 | ② 乳幼児期の栄養指導 | 保健センター | 継続 | ③幼児期の栄養教育 | 保健センター | 継続 | (3) 若い世代からの生活習慣病予防への取組み | | | ①「 糖尿病予防大作戦 」ポピュレーション ジョンアプローチ | 保健センター | 継続 | ② 適切な栄養・食生活の推進のための 栄養教室 | 保健センター | 継続 | ③ 生活習慣病予防のための個別相談 | 保健センター | 継続 | <p>P33 2 取組内容にかかる庁内の担当課及び推進方針</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">施策の展開 ・ 取組内容</th> <th style="width: 20%;">担当課</th> <th style="width: 50%;">推進方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1 家庭における食育の推進</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(1) 規則正しい生活習慣や望ましい食習慣の定着</td> </tr> <tr> <td>①食育に関する情報の発信</td> <td>保健福祉政策課</td> <td>継続</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(2) 妊産婦や子どもを対象とした取組み</td> </tr> <tr> <td>①妊娠期の栄養教室の開催</td> <td>保健センター</td> <td>継続</td> </tr> <tr> <td>②乳児期の栄養指導</td> <td>保健センター</td> <td>継続</td> </tr> <tr> <td>③幼児期の栄養教育</td> <td>保健センター</td> <td>継続</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(3) 若い世代を対象とした取組み</td> </tr> <tr> <td>①栄養指導の実施</td> <td>保健センター</td> <td>継続</td> </tr> <tr> <td>②学校・地域への出前講座</td> <td>保健センター</td> <td>継続</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(4) 生活習慣病予防への取組み</td> </tr> <tr> <td>①糖尿病予防大作戦の展開</td> <td>保健センター</td> <td>継続</td> </tr> <tr> <td>②栄養指導の実施</td> <td>保健センター</td> <td>継続</td> </tr> </tbody> </table> | 施策の展開 ・ 取組内容 | 担当課 | 推進方針 | 1 家庭における食育の推進 | | | (1) 規則正しい生活習慣や望ましい食習慣の定着 | | | ①食育に関する情報の発信 | 保健福祉政策課 | 継続 | (2) 妊産婦や子どもを対象とした取組み | | | ①妊娠期の栄養教室の開催 | 保健センター | 継続 | ② 乳児期の栄養指導 | 保健センター | 継続 | ③幼児期の栄養教育 | 保健センター | 継続 | (3) 若い世代を対象とした取組み | | | ① 栄養指導の実施 | 保健センター | 継続 | ② 学校・地域への出前講座 | 保健センター | 継続 | (4) 生活習慣病予防への取組み | | | ① 糖尿病予防大作戦の展開 | 保健センター | 継続 | ② 栄養指導の実施 | 保健センター | 継続 |
| 施策の展開 ・ 取組内容 | 担当課 | 推進方針 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 家庭における食育の推進 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (1) 規則正しい生活習慣や望ましい食習慣の定着 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ①食育に関する情報の発信 | 保健福祉政策課 | 継続 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (2) 妊産婦や子どもを対象とした取組み | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ①妊娠期の栄養教室の開催 | 保健センター | 継続 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ② 乳幼児期の栄養指導 | 保健センター | 継続 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ③幼児期の栄養教育 | 保健センター | 継続 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (3) 若い世代からの生活習慣病予防への取組み | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ①「 糖尿病予防大作戦 」ポピュレーション ジョンアプローチ | 保健センター | 継続 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ② 適切な栄養・食生活の推進のための 栄養教室 | 保健センター | 継続 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ③ 生活習慣病予防のための個別相談 | 保健センター | 継続 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施策の展開 ・ 取組内容 | 担当課 | 推進方針 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 家庭における食育の推進 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (1) 規則正しい生活習慣や望ましい食習慣の定着 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ①食育に関する情報の発信 | 保健福祉政策課 | 継続 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (2) 妊産婦や子どもを対象とした取組み | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ①妊娠期の栄養教室の開催 | 保健センター | 継続 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ② 乳児期の栄養指導 | 保健センター | 継続 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ③幼児期の栄養教育 | 保健センター | 継続 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (3) 若い世代を対象とした取組み | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ① 栄養指導の実施 | 保健センター | 継続 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ② 学校・地域への出前講座 | 保健センター | 継続 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (4) 生活習慣病予防への取組み | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ① 糖尿病予防大作戦の展開 | 保健センター | 継続 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ② 栄養指導の実施 | 保健センター | 継続 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | |
|--|----------------------------|----------|
| (4) 高齢者を対象とした健康寿命の延伸に向けた取組み | | |
| ①高齢者の健康づくりの推進 | 高齢福祉課 保健センター | 継続 継続 |
| ②高齢者配食サービスの実施 | 高齢福祉課 | 継続 |
| (5) 歯・口腔の健康増進に向けた取組み | | |
| ①口腔機能の保持増進 | 保健センター 教育委員会 スポーツ振興課 | 継続 新規 |
| 2 保育所・認定こども園、幼稚園、学校における食育の推進 | | |
| (1) 市立保育所・認定こども園における食育の推進 | | |
| ①保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく年齢や発達段階に応じた食育の推進 | 子ども施設課 | 継続 |
| ②食育に関する継続した取組み | 子ども施設課 | 継続 |
| ③保育所・認定こども園給食を通じた食育の推進 | 子ども施設課 | 継続 |
| ④家庭や地域・関係機関と連携した食育の推進 | 子ども施設課 | 継続 |
| (2) 幼稚園及び学校における食育の推進 | | |
| ①幼稚園教育要領に基づく幼稚園での食育の推進 | | |
| ア幼稚園における基本的な取組み | 教育委員会学校教育課 | 継続 |
| イ指導体制の確立 | 教育委員会学校教育課 | 継続 |
| ウ昼食のあり方の研究 | 教育委員会学校教育課 | 継続 |
| ②学習指導要領に基づく小・中学校での食育の推進 | | |
| ア学校における基本的な取組み | 教育委員会学校教育課 | 継続 |

| | | |
|------------------------------------|--------------------|----------|
| (5) 野菜摂取増加に向けた取組み | | |
| ①野菜摂取に関する啓発活動の実施 | 保健センター | 継続 |
| ②調理実習教室の実施 | 保健センター | 継続 |
| (6) 高齢者を対象とした健康長寿の延伸に向けた取組み | | |
| ①高齢者の健康づくりの推進 | 介護・ながいき課 保健センター | 継続 新規 |
| ②高齢者配食サービスの実施 | 介護・ながいき課 | 継続 |
| (7) 歯・口腔の健康増進に向けた取組み | | |
| ①口腔機能の保持増進 | 保健センター | 継続 |
| 2 保育所、幼稚園、学校における食育の推進 | | |
| (1) 市立保育所における食育の推進 | | |
| ①保育指針に基づく年齢や発達段階に応じた食育の推進 | 子ども施設課 | 継続 |
| ②食育に関する継続した取組み | 子ども施設課 | 継続 |
| ③保育所給食を通じた食育の推進 | 子ども施設課 | 継続 |
| ④家庭や地域・関係機関と連携した食育の推進 | 子ども施設課 | 継続 |
| (2) 幼稚園及び学校における食育の推進 | | |
| ①幼稚園教育要領に基づく幼稚園での食育の推進 | | |
| ア幼稚園における基本的な取組み | 教育委員会学校教育課 | 継続 |
| イ指導体制の確立 | 教育委員会学校教育課 | 継続 |
| ウ給食のあり方の研究 | 教育委員会学校教育課 | 継続 |
| ②学習指導要領に基づく小・中学校での食育の推進 | | |
| ア学校における基本的な取組み | 教育委員会学校教育課 | 継続 |

| | | | |
|----------------------|-----------------------------------|---------------|----|
| P36 | イ 指導体制の確立 | 教育委員会学校教育課 | 継続 |
| | ウ 学校給食を通じた食育の推進 | 教育委員会給食管理室 | 継続 |
| | ③ 学習指導要領に基づく高等学校での食育の推進 | | |
| | ア 学校における基本的な取組み | 教育委員会学校教育課 | 継続 |
| | イ 指導体制の確立 | 教育委員会学校教育課 | 継続 |
| | ④ 家庭や地域・関係機関と連携した食育の推進 | 教育委員会学校教育課 | 継続 |
| | ⑤ 地域における農林漁業体験の効果的活用 | 教育委員会学校教育課 | 継続 |
| | 3 地域における食育の推進 | | |
| | (1) 地区コミュニティセンター等における食育の推進 | | |
| | ① 地区コミュニティセンター食育講座開催の促進 | 市民協働課 | 継続 |
| | ② 児童館における 食育の推進 | 子育て支援課 | 継続 |
| | ③ ふれあい健康館における食育ボランティア活動への支援 | 保健福祉政策課 | 継続 |
| | (2) 社会教育における食育の推進 | | |
| | ① 公民館における食に関する学習機会の提供 | 教育委員会社会教育課 | 継続 |
| | ② 青少年事業での学習機会の提供 | 教育委員会社会教育課 | 継続 |
| | (3) 関係団体等との連携による食育の推進 | | |
| | ① NPO等との協働の推進 | 市民協働課 | 継続 |
| ② 多様な関係者 との連携 | 保健福祉政策課 | 継続 | |
| ③ 事業者等に対する食育推進事業の周知等 | 経済政策課・関係課 | 継続 | |

| | | | |
|----------------------|-----------------------------------|---------------|----|
| P34 | イ 指導体制の確立 | 教育委員会学校教育課 | 継続 |
| | ウ 学校給食を通じた食育の推進 | 教育委員会給食管理室 | 継続 |
| | ③ 学習指導要領に基づく高等学校での食育の推進 | | |
| | ア 学校における基本的な取組み | 学校教育課 | 継続 |
| | イ 指導体制の確立 | 学校教育課 | 継続 |
| | ④ 家庭や地域・関係機関と連携した食育の推進 | 学校教育課 | 継続 |
| | ⑤ 地域における農林漁業体験の効果的活用 | 学校教育課 | 継続 |
| | 3 地域における食育の推進 | | |
| | (1) 地区コミュニティセンター等における食育の推進 | | |
| | ① 地区コミュニティセンター食育講座開催の促進 | 市民協働課 | 継続 |
| | ② 児童館における 親と子の食事セミナー事業の実施 | 子ども施設課 | 継続 |
| | ③ ふれあい健康館における食育ボランティア活動への支援 | 保健福祉政策課 | 継続 |
| | (2) 社会教育における食育の推進 | | |
| | ① 公民館における食に関する学習機会の提供 | 教育委員会社会教育課 | 継続 |
| | ② 青少年事業での学習機会の提供 | 教育委員会社会教育課 | 継続 |
| | (3) 関係団体等との連携による食育の推進 | | |
| | ① NPO などの協働の推進 | 市民協働課 | 継続 |
| ② 大学等 との連携 | 保健福祉総務課 | 継続 | |
| ③ 事業者等に対する食育推進事業の周知等 | 経済政策課・関係課 | 継続 | |

| | | |
|--------------------------|---------|----|
| 4 生産者と消費者との交流の促進 | | |
| (1) 農業体験活動の推進 | | |
| ① <u>市民農園の推進</u> | 農林水産課 | 継続 |
| (2) 地産地消の推進 | | |
| ① 農産物ブランド品目の育成 | 農林水産課 | 継続 |
| ② 地産地消事業の推進 | 農林水産課 | 継続 |
| 5 環境との調和による食育の推進 | | |
| (1) <u>環境から考える食生活</u> | | |
| ① <u>出前環境教室による環境保全啓発</u> | 環境保全課 | 継続 |
| ② 生ごみ減量化の推進 | 市民環境政策課 | 継続 |
| ③ 生ごみ減量徳島市民大作戦の展開 | 市民環境政策課 | 継続 |
| ④ <u>食品ロス削減の啓発</u> | 市民環境政策課 | 新規 |

| | | |
|-------------------------|---------|----|
| 4 生産者と消費者との交流の促進 | | |
| (1) 農業体験活動の推進 | | |
| ① <u>体験型市民農園の実施</u> | 農林水産課 | 継続 |
| (2) 地産地消の推進 | | |
| ① 農産物ブランド品目の育成 | 農林水産課 | 継続 |
| ② 生産者と消費者との交流の場の提供 | 農林水産課 | 継続 |
| ③ 地産地消事業の推進 | 農林水産課 | 継続 |
| 5 環境との調和による食育の推進 | | |
| (1) <u>食から考える環境への影響</u> | | |
| ① <u>出前環境教室による環境保全</u> | 環境保全課 | 継続 |
| ② <u>ごみ減量・再資源化の推進</u> | 市民環境政策課 | 継続 |
| ③ 生ごみ減量化の推進 | 市民環境政策課 | 継続 |
| ④ <u>食品トレイの拠点回収</u> | 市民環境政策課 | 継続 |
| ⑤ 生ごみ減量徳島市民大作戦の展開 | 市民環境政策課 | 継続 |